

長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 県は、半導体関連の製造業又は機械設計業を営む県内企業等の高度な半導体関連人材の育成を図るため、予算の定めるところにより、長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他の法令の定めによるほか、この実施要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この実施要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法第2条第1項に定める会社及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める中小企業団体
- (2) 大企業 中小企業基本法第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者以外の会社

（補助対象事業、補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる（以下「補助事業」という。）事業は、高度な半導体関連人材の育成を目的として実施される研修等に自社の従業員を参加させる事業とし、補助対象者は、中小企業及び大企業とする。

（補助対象者の要件）

第4条 前条に規定する補助対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 半導体関連の製造業又は機械設計業を営み、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- (2) 県内に本店若しくは主たる事業所又はこれらを新たに設置する計画を有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

2 知事は、前項の規定に準ずると認められる事業者について、補助対象者とすることができる。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。ただし、算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績書(様式第2号)
- (2) 直近の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (3) 暴力団の排除等に関する誓約書(様式第3号)
- (4) 証拠帳簿書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、第6条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は、規則第7条及び第14条に規定する補助金の交付の決定及び額の確定をし、交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする

(交付手続きの特例)

第9条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告を省略するものとする。

2 規則第21条の規定により、規則第7条及び第14条の手続きを併合するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。なお、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第7条に規定する書類は省略できるものとする。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(様式第6号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 7 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額）の返還を命じる。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、取得財産等のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産について、次に定める期間内に他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が次に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
- (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定められている耐用年数に相当する期間

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 月 日から適用する。

別表 企業人材育成事業（第5条関係）

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|--------|---------------|
| ①受講料 ②旅費（交通費、宿泊料） ③教材費 ④その他知事が必要と認める経費 | 2分の1以内 | 1企業あたり150千円以内 |

長崎県知事

様

住所
申請者 名称
代表者名

年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）交付申請書

年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業） 円
を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助金交付申請額 円
- (3) 補助事業開始年月日 年 月 日
- (4) 補助事業完了年月日 年 月 日

（関係書類）

- 1 補助事業実績書（様式第2号）
- 2 直近の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 3 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第3号）
- 4 証拠書類の写し

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先)

発行担当者 (連絡先)

補助事業実績書

1. 企業の概要

| | | |
|-----------------------------|---------------|-----------|
| 企業名等 | | |
| 所在地 (県内事業所) | 〒 長崎県 | |
| 代表者 | 職名： _____ | 氏名： _____ |
| 事業担当者 | 職名： _____ | 氏名： _____ |
| 事業担当者連絡先 | 電話番号： _____ | |
| | E-mail： _____ | |
| 現在行っている半導体関連の業務内容 (予定含む) | | |

2. 補助事業の概要

| |
|--|
| 研修等及び研修等開催団体の名称 ※複数実施する場合は、全て記載すること。以下同じ。 |
| |
| 研修等の内容 |
| |
| 当事業を実施する目的 ※見込まれる効果も踏まえ、詳細に記載すること。 |
| |

| 研修等の日程 | | | |
|--------|--|--|--|
| | | | |

3. 受講者一覧

| No. | 受講者名 | 所属部署 | 受講する研修名 |
|-----|------|------|---------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |

※補助対象となる、常時勤務する事業所が県内である者のみ記載してください。

※必要に応じて行の追加を行ってください。

※研修等の内容が分かる資料（研修のチラシ等）や研修で使用した教材の写しを添付してください。

4. 収支計画

(1) 収入の部

| 経費区分 | 事業費 (円) | 備 考 |
|------|---------|-----|
| 補助金 | | |
| 借入金 | | |
| 自己資金 | | |
| その他 | | |
| 合 計 | | |

(2) 支出の部

| 経費の内容 | | 補助事業に要する経費 (円) | 補助金額 (円) | 経 費 の 内 訳 |
|--------------------------|------|----------------|----------|-----------|
| | 経費区分 | | | |
| 補助 対象 経費 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 小 計 | | | |
| 補助 対象 外 の 経費 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 小 計 | | | |
| | 合 計 | | | |

※税抜きで記載してください。税込で支払いを行っているものについては消費税抜きで割り戻した額を記載してください。

年 月 日

長崎県知事

様

住 所

申請者 名 称

代表者名

誓 約 書

私は、 年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県税、法人税、消費税及び地方消費税にかかる未納税額はありませぬ。

※県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先)

発行担当者 (連絡先)

年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）
交付決定通知書及び交付額確定通知書

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付で申請のあった長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行なったので同規則第14条の規定によりあわせて通知する。

年 月 日

長崎県知事

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

3 交付決定の内容

補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで交付申請のあった 年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。

なお、補助事業に要する経費の配分及び配分した経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。

4 交付の条件

- (1) 補助事業の実施にあたって、暴力団等と契約を締結してはならない。
- (2) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- (4) この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し又は効用が増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）及び長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）実施要綱で定めるところに従わなければならない。

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）
精算払請求書

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって交付決定及び額の確定の通知があった上記の補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円 也

※振込先口座

（金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義）

| | |
|------------|--------|
| 発行責任者及び担当者 | |
| 発行責任者 | （連絡先 ） |
| 発行担当者 | （連絡先 ） |

取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

| 財産名 / 区分 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得 年月日 | 保管場所 | 備考 |
|----------|----|----|----|----|-----------|------|----|
| | | | | | | | |

- （注）
- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本実施要綱第14条に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
 - 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
 - 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）実施要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助金額 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先)

発行担当者 (連絡先)

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

取 得 財 産 等 の 処 分 承 認 申 請 書

年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（企業人材育成事業）により取得した財産等を、下記のとおり処分したいので、同補助金実施要綱第14条の規定により申請します。

記

- 1 取得資産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

| | |
|------------|--------|
| 発行責任者及び担当者 | |
| 発行責任者 | (連絡先) |
| 発行担当者 | (連絡先) |